令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

項目	名	公益信託制度改革等に伴う所要の措置
税	目	所得税、法人税
	担う社: 和 6 年	言託制度については、「新しい資本主義」が目指す、民間も公的役割を 会を実現するべく、公益法人制度改革と併せて見直しを行っており、令 5月、公益信託二関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)を全部改正した モに関する法律(令和 6 年法律第 30 号)が公布され、2 年以内の施行を る。
要	定し、	言託の税制優遇に関しては、新しい公益信託法において認可基準等を法 公益法人と共通の枠組みで認可・監督する制度としたことを踏まえ、令 度税制改正において、これまで信託財産として受け入れる財産を金銭に
望	限る等、しい公	受税制成正において、これよで信託財産として受け入れる財産を並成に 一定の要件を満たしたもののみが優遇を受けていた税制を見直し、新 益信託法によって認可を受けた全ての公益信託が公益法人並みの税制優 ける制度となった。
o o	また、	公益法人等に金銭以外の財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課 の「一般特例」について、公益信託もその対象に追加された(租税特別 第40条)。
内	ること とを要	公益信託制度が公益法人と共通の枠組みで認可・監督される制度であ を踏まえ、譲渡所得等非課税の「承認特例」の対象として追加されるこ 望するとともに、公益信託制度に整合的な「一般特例」及び「特定買換 特例」の適用その他新公益信託法の施行に向けた所要の措置をすること
容	等を要望	
		平年度の減収見込額 — 百万円
		(制度自体の減収額) (一百万円)
		(改正増減収額)(— 百万円)

設・拡充又は延長を必要とする理

由

新

(1) 政策目的

公益信託制度について、公益法人と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を 行う仕組みを構築し、民間による公益的活動の活性化を図る。

(2) 施策の必要性

今回の公益法人制度及び公益信託制度の改革は、骨太の方針 2022 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) 及び新資本実行計画 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) において「(民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討とあわせて、) 民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とされたことを契機とするものであり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現するものである。

民間公益活動の中核である公益法人制度、それと社会的に同様な機能を営む公益信託制度は、かねてより両者を整合性のとれた制度とすることが求められてきた。今回の改革では、両者を一体のものとして共通の行政庁による公益認定制度を構築することとされ、骨太の方針 2023 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)及び新資本実行計画 2023 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)に基づき、関連法案が令和 6 年の通常国会に提出され、同年 5 月、公益法人法改正法、新公益信託法が可決・成立した。

(参考)

○経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

- 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行
- (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (インパクト投資の促進)

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家(インパクトスタートアップ)への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達の優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。(以下略)

4. 包摂社会の実現

(共生・共助社会づくり)

(略) 寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024 年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。(以下略)

- 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定)
- VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築
- 1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策
- ⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大

富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。

2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援

①公益法人の改革

公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則(公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない)や遊休財産規制 (使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない)の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。

公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

- ○新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告(令和5年6月2日)
- 4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備
- ①イ(ウ)公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。
- 〇信託法(平成18年法律第108号)の衆・参両院の附帯決議(抜粋)

「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」

今回の要	回の要望(租税特別措置)に関連合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策 18. 公益認定等 施策 22. 公益法人制度改革等の推進
へ 租 税		政 策 の 達成目標	公益信託の特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。
別措置		租税特別措 置の適用又 は延長期間	新公益信託法施行(令和8年度予定)以降、恒久措置を要望。
に 関 連		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ。
する事項		政策目標の 達 成 状 況	_

1			
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	現行制度における公益信託の利用状況は以下のとおり。 (現行の公益信託(信託協会加盟分)) 令和6年3月31日時点 信託財産残高:535億円 件数:378件 助成額:27億円(年間) 出典:信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」
	有 · 勃 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	公益信託は、公益法人制度と比較して、機関や事務所の設置が不要である等の特色があるにも関わらず、現状、普及が進まず、公益的活動におけるその役割を全く果たせていない。 今般、公益信託制度改革として、主務官庁による許可・監督を廃止し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築するための法律が令和 6 年通常国会で可決・成立。現状の公益法人と同等の税制優遇措置と相俟って公益信託を活用した民間による公益的活動が活性化することが見込まれる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	【令和6年度税制改正】 〇公益信託の信託財産に係る収益・費用及び所得について非課税。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】 〇公益信託の信託財産として拠出された財産について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様の別枠の損金算入限度額の対象及び寄附金控除の対象とする。【法人税・所得税・個人住民税・事業税】 〇公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、対象に公益信託を追加。【所得税】 〇公益信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする。【相続税】 〇公益信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする。【相続税】
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	公益信託は、委託者からの財産拠出により社会的課題に取り 組む多種多様な事業を営む仕組みであり、予算事業による助成 金ではなく、税制優遇を受けることで、委託者の意思を最大限 尊重しつつ、幅広くその財産を社会的課題解決に活用すること が可能となり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担 う社会」につながる。 今般の公益信託制度改革は、公益法人と共通の枠組みとする ことが改革の中心であり、公益法人と同等の税制優遇措置が不 可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	公益信託の特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。
	前回要望時 からび目標 に達してい ない場合の 理	(公益信託法未施行)
これまでの 要 望 経 緯		令和 6 年度要望において、所得税・法人税・相続税等について公益法人並みの税制措置を要望。公益法人等に対する金銭以外の財産の寄附に係る譲渡所得等の非課税措置については、一般特例が認められている。